

泉
屋
叢
考

第
七
輯

泉屋叢考

第七輯

二 近世前期に於ける住友の興隆

附錄 足尾銅輸出請負割付の覺
丑年長崎ニ而買物帳
後のかゝみ

近世前期に於ける住友の興隆

友以使用算盤



厚 橫 縱
一尺 四寸八分
一寸 七寸一分
五厘

「武雅箱書」

此算盤者良入公御所持也元和九亥年十七歳ニ而御下向夫

四十年來常々御枕にしたまふ也我等十一歳之九月ニ

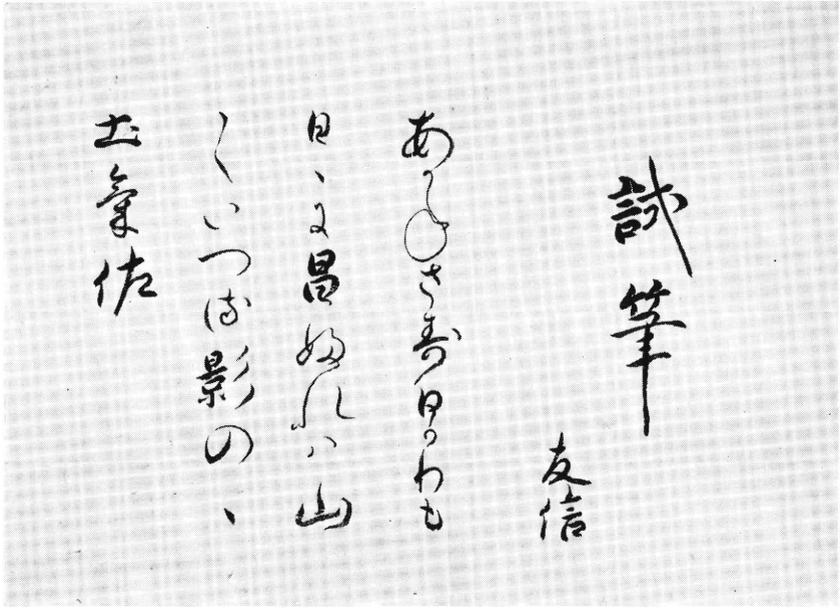
入貞公(友信弟友貞)被下之候此度其方は讓候永家寶可被致者也

(理右衛門家祖)
武雅

元文二年巳七月十六日
今年及百十五年

(理助家二代友章)
龜十郎殿

良入公	慶長十一年	未御誕生	十七歳之節京都	御下向淡路町一丁目	角屋敷ニ住宅	寛文二寅年御往生	五十六歳
武雅	天和二戌八月十三日	生	我等も今年	五十六歳ニ成候			



紙 懐 信 友

試
筆

友
信

あかねさすひかりも
日々に昌ふれは山
々いつる影のよ
とけさ

「友芳箱書」〔内箱蓋表〕

伊豫銅山祝歌

友信御詠御筆

寶永三戌曆正月廿三日於京都奉頭戴之（マ、）但六十御賀祝ニ上リ候節

「友聞箱書」〔外箱蓋〕

（表） 銅山御祝詠

即（友信）壽樣銅山御祝詠一軸此内有

（裏） 良山（友芳）樣御書之箱余因恭寶之重以箱之

友聞（允代）謹記

文政七年甲申十一月八日

少長一日之新例之始物
雖多終始相承之日也
於此以一新後之...

新曆吉地日也

此信如常運轉物也

起衆目也

物也

東之春也

彩也

少也

喜也

誠也

同吉也

平旦



泉屋万右衛門

狀賀年芳友

追而今日者嘉例之吹初

賑布祝儀調可被申と目出度候

於當地一家祝申事ニ候おきもの

新曆之吉兆目出度候其元

年始之祝儀ニ遣し申候目出度以上

御隠居益御機嫌能被遊御

起歳目出度候我等無亘

儀おねる彌達者ニ珍布

京之春ニ移申候貴殿堅躰

新年向諸方禮共首尾能

被相勤太慶之至ニ候爰元

千世之助とし殊外堅勝

越年申候猶永日期後喜候恐々

同吉左衛門

正月五日

(花押)

泉屋(五代友昌)
万太郎殿

近世前期に於ける住友の興隆 目次

一 序 言 一

二 住友の大阪進出と繁榮 四

三 銅精鍊・銅貿易と住友 三

四 別子以前の住友鑛業 三

五 結 語 三

一 序 言

近世に於ける銅業家としての住友興隆の基礎は、泉屋蘇我理右衛門壽濟の長子友以の入家によつて定まる。

商家住友氏の祖政友文殊院員外嘉休は天正十三年（西曆一五八五年）越前丸岡に生れた。父は住友權左衛門政行、母は小仙、彼はその二男である。家傳によると住友氏は遠く桓武平氏の流れを汲み、又父は丸岡に於いて五千石を領したとも傳へられ相當の士分であつたやうである。政行夫妻は日頃菩提心深く、こゝに文殊院は兩親の宿願により、慶長元年（西曆一五九六年）京師に於いて、後に皇室の御歸依まで蒙つた新宗派涅槃宗の開祖及意上人に血脈を傳授された。彼は資質聰明の上に専心經論諸釋の勉強にいそしんだ結果學業の進歩著しく、遂にその博學大才は並ぶものなく、及意上人會下隨一の弟子となつた。かくて早くより師上人を輔け、この新宗派の弘通に大いに貢獻したが、一度法難至り、剩さへ師上人の死に遭ひ、涅槃宗も亦天台宗一派となるに至つた。文殊院は自己の絶對無上と信ずる法門の他宗に屬するを辱しとせず、非僧非俗の立場より、なほも彼に歸依する幾多の有縁の門徒を化導した。彼には又「法傳記」といふ特色ある佛教

史、歿後の編輯にかゝる數卷の遺文集、長文の遺誡などが傳はつてゐる。彼は家人達に平生の處世として正直・慈悲・清淨を本とし、又神佛を敬ひ、天地父母國王衆生の四恩と三寶の恩を重んじ、事に當つては慎重確實を旨として儉約を忘るなといふことなどを訓誡してゐる。この文殊院の精神は時に消長ありと雖も、古來一貫した住友の事業精神の中に生きて近代にまで強く傳承された。

さて蘇我氏は元住友氏の出と傳へられる上に、壽濟の妻周榮尼は文殊院の姉に當り、一家擧げて熱心なる涅槃宗の信者で彼の教を受けた。かくて從來の兩家の特殊な親縁關係や、涅槃宗の信仰を通じての文殊院に對する歸依關係などに因由したものであらう、友以の入家となつた。文殊院には一子一女あり、友以はこの女に配されて分家を興した。しかも彼の興した家は其の家業は養家住友家のものでなく、實家の事業を舗號諸共に採り入れた。

文殊院の一子は庄兵衛政以といひ、富士屋と稱して文殊院が處世の方便に始めた書林・藥舗の業を嗣いだ。これが住友の本家である。又壽濟の後は友以の弟忠兵衛が相續した。従つてこの新しい家は住友蘇我兩家の合體して成立したもので、表面的家系的には住友家の分家であり、内面的事業的には蘇我家の分家であるといふ特殊な姿であつた。然るに住友本家の富士屋は振は

ず、後に分家住友の泉屋に吸収され、蘇我の泉屋も後に廢業し、その事業を擧げて住友の泉屋に譲るに至つた。かくて後には住友と言ひ泉屋と言ふも、専らこの家と解されるやうになつた。

抑々壽濟は弱冠十九歳で、恐らく天正十八年（西曆一五九〇年）と思はれるが、京都寺町松原下ル西側に銅業を開いた。當時は普通の銅精鍊及び銅細工を業としたやうで、その穎敏巧思と一般銅産額の増加等により漸次家業の盛大を見たことであつたらう。而も彼が南蠻吹といふ銀銅吹分の新技術を傳習するに及んで、更に大いなる家運の隆昌を齎したことは容易に想像し得るところである。しかもこの南蠻吹は江戸時代を通じて國外への金銀流出を防止し得て、多大の國益となつたものである。壽濟の家は舖號を泉屋と言ひ、早くから菱井桁の標章を用ひたが、これらの由來については既に述べた。かゝる基盤の上に出發した住友の泉屋は、やがて壽濟の大阪銅吹業者への南蠻吹傳授と相前後して、友以の大阪進出となり、後には又蘇我家の業を一手に引受けることゝなつて、大阪銅業界に主導的地位を確立した。かくて其の子友信、孫友芳の代と積極的な銅精鍊・銅貿易・銅山經營を以つて近世銅業界に華々しい活躍を見せ、隆々たる繁榮期を迎へ、遂に別子銅山の發見・開發となつて結實したのである。

二 住友の大阪進出と繁榮

友以の大阪進出は十七八歳の頃で、元和九年（西曆一六二三年）若しくは寛永元年（西曆一六二四年）に當る。^① 後世には専ら寛永七年のことと傳へ、「垂裕明鑑」にも、「七年^{庚午}友以君家ヲ大阪ニ移シ淡路町壹丁目北西角ノ宅地ヲ購入シ之ヲ本宅ト定ム是レヲ住友氏大阪ニ移住スル濫觴トス云々」としてゐる。これは兎に角最初は出店の如きもので、漸次基礎が出来るに及び寛永七年本式に移轉したもののやうである。新宅は淡路町壹丁目の北西の角で、京都三條孫橋町、これは三條大橋の東詰を北へ行つた所であるが、其處より移つたと言はれ、内淡路町に銅吹所を設けた。これが最初大阪へ下つた時の出店である。^②

當時は、徳川幕府の基礎漸く固まり、世の安定と共に大阪が新たに經濟都市として、復興しつゝあつた際で、友以はこれに着目したと思はれる。一方彼の大阪進出を一層有利にしたものは、父壽濟が大阪銅吹業者の切なる願ひにより、南蠻吹の秘法を傳授したことである。即ちこの事につき壽濟の曾孫友房の「先祖聞傳書」に、

年をへて大坂吹屋中へ御相傳被成候。其節證文等御取置被成候由。

又、友房の孫友良の「先祖傳書」には、

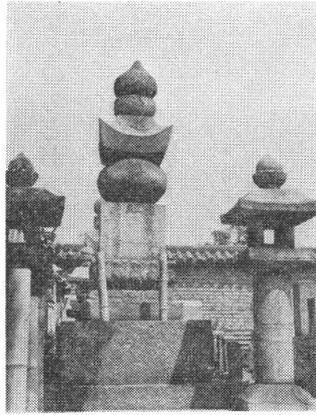
吹分之傳。他家銅職。各乞其傳。不許。經年。大坂銅家相傳。納證。約師第^(マ、)。

とあり、その間の事情を傳へてゐる。其の結果壽濟の銅業界の地位は大いに高まるに至つたであらうし、友以にとつては父の南蠻吹傳授と彼の大阪進出との前後を問はず、大阪に於ける彼の活

動は非常に有利となつたに相違ない。いづれにしても、大阪に於ける南蠻吹の宗家として特別の地位を占めるやうになつたことは容易に想像し得る。

かくて、友以は大阪の銅吹屋として榮え、吹所も内淡路町の外に長堀・鰻谷及び京都にも設けたと言はれる。^④

これと相關聯し銅貿易・銅山經營を盛大に行つたが、大阪進出の主目的が銅貿易の振興にあつたことは疑ひな



友以夫妻墓塔
(後配)

い。又これに伴ひ絲反物の類を始め砂糖藥種其の他の輸入商品の販賣にも手を染めてゐたらしく、^④兩替業をも開いたと考へられる。その結果使用人も數百人に及び當時大阪に比肩する者なしと言はれるに至つた。^⑤このことは大阪の久本寺の五輪の大塔の彼の墓が端的に示してゐるし、彼

の死後末子の分家平兵衛友貞が、大阪の十人兩替の指定に際し、それに加へられてゐることからも知られる。其の他承應三年（西曆一六五四年）養父文殊院の教を奉じ信仰してゐた嵯峨清涼寺の本堂を獨力建立し、^⑥又京都木屋町等に別荘を構へてゐる。^⑦歿後には遺族により寛文八年（西曆一六六八年）、大阪の新菩提寺實相寺の本堂新建、^⑧又同年久本寺へ供養として祖師堂の建立寄進^⑨などのことがあつたが、これらはすべてその富力を物語るものである。



久本寺祖師堂

友以は寛永十五年（西曆一六三八年）文殊院の一女である先配を亡くしたが、又同年住友の本家富士屋庄兵衛政以も歿した。こゝに文殊院の計らひでそれぞれの配偶者であつた友以と龜女（春貞尼）とが再婚した。後配龜女は涅槃宗篤信の門徒岩井家の出で、友以龜女とも幼少より文殊院を尊信し、後相次いでその膝下に招かれることゝなり、文字通り師父として奉事してゐたから、これは極めて自然なことであつた。又このやうなことより、文殊院の精神とその教法遺誡とがよく遵奉されて、後世にまで住友の事業精神として傳へられる

基となつた。三代友信はこの後配の出である。

友以は寛文二年（西曆一六六二年）五十六歳を以つて歿し、其の五子友信が僅か十六歳で相續し、初めて吉左衛門を稱した。この時代に住友の家業は愈々發展した。即ち銅吹・銅貿易については、蘇我の泉屋の所有株を各々三つともすべて譲り受け、それに伴ひ輸入品の取引の方も一層盛んとなつた。^⑩ 鑛業についても更に大々的に手を擴げ、秋田地方に新たに盛んとなつた阿仁銅山、尾去澤銅山其の他に着目し、その經營の爲め、延寶初年特に江戸に出店を設けた。又天和元年（西曆一六八一年）、西國第一の銅山と言はれながらも、何分老山の爲め一般に困難視されてるた備中の吉岡銅山の採掘に着手し、引續き同三年には出羽の幸生銅山さきふの稼行にも進出した。^⑪ 長崎出店を設けたのも亦此頃かと思はれる。

しかるに幾何もなく分家友貞の店に貞享元年（西曆一六八四年）江戸爲替につき不慮の大きな手違が出来し不納となり、遂に身代取潰しになつたことに、保證人としての立場より連坐したらしく、身代俄かに傾き、淡路町の家を疊んで長堀の吹所へ移り、翌二年友信は三十九歳の壯年を以つて隠居の已むなきに至つた。これにつき従來は吉岡銅山の稼行の不首尾による等の臆測が行はれてゐるが、これは當らない。これについては後述する。

かくて友信の長男友芳がまたも十六歳で家督を受けることゝなつた。友芳は初め友榮と稱し、後友芳と改めた。友芳はこれより表向若年を以つて難局に當ることゝなつたが、實際は隠居の友信が背後で采配を振つてゐたやうである。そして次第に復興して來た際に、偶々別子銅山を入手し、數年にして銅山史上未曾有の産銅を見、其の間一方、吉岡銅山の水拔を完成し非常なる繁榮を示し、更に諸方數箇所の鑛山をも經營して、數千の稼人を抱へるやうになつた。それだけに又銅精鍊・銅貿易も自然盛んとなり、以前をも凌ぐ隆昌を見るに至つた。恐らく元祿の後半期より寶永にかけての十年餘り、友芳の壯年期が近世前期に於ける住友の最盛期であつたと考へられる。

この別子銅山の發見と家運の隆盛といふことなどより、友芳につき「垂裕明鑑」等には「住友家中興ニシテ其偉功歴世ニ冠タリ」と述べてゐる。實際彼は宗教心厚く極めて誠實な事業家で優れた人物であつた。このことは、其の子友俊即ち入江育齋の著はした「後のかゝみ」^⑩といふ傳記にも、資性敦厚、孝悌友愛の徳を備へ、慈悲心深く、儉素にして衆と苦樂を共にし、よく使用人の心服忠誠を得てゐたとある。又元祿十五年(西曆一七〇二年)、幕府より特に産銅振興策の諮問を受け、公益優先の大局的見地より根本的振興策を獻言し、又正徳享保の貨幣改鑄に銀銅吹分の重

要業務を組頭として擔當するなど國家的にも種々功績あり、しかも彼の謙肅にして積極的態度は深く幕府當局の信任を得、事業經營上にも甚だ好意的取扱を受くることとなり、家運の繁榮に與つて力あつたことは事實である。しかし乍ら、何分彼の家督相續は十六歳、別子開坑の年でも二十二歳といふ若年であり、實質的には友信が友芳の壯年期に互り長く健在し、事業上の采配を振つてゐたことも多いやうであるから、⁽¹⁴⁾子友芳一人についてこの中興といふやうな表現は如何であらうか。中興と言へば、その前に長い衰退期を想像し、中興の英主と言へば、その前は凡庸の主であつたと考へられ易い。しかし乍らこの間事情は大分異り、友信の代は父女以の後を承けて隆盛の一途を辿り、不慮の事件で挫折し、俄かに友芳の相續した後も、友信は陰に在つて共々復興に努め、實質的には決してさやうな輕々しい人物ではなかつたからである。それどころか、近松門左衛門に對抗した淨瑠璃作者として有名な紀海音の書いた友信三十三回忌追悼和歌集の序文には、「故住友氏友信は難波の人傑とや。」と見えてゐる。事實父女以の後を承けてより隱居迄の積極的活躍は、住友隆盛期として華々しいものがあつたのである。

彼は又文學方面にも秀で、恐らく父女以の影響であらう、早くより生白堂行風につき狂歌を學び、「後撰夷曲集」(我が國に於ける二番目の狂歌集)には、弱冠二十五歳で編者行風と今一人の

行重に次ぎ、三十七首といふ他とは格段の差ある多數の歌が採録されてゐる。其の後和歌に於いても地下派の重鎮望月長好に學び多く歌作した。前の貞享二年の蹉跎の如き直接本人より起つたことではなく、他より波及したことで、友信の生涯の一时的事柄であり、友芳の代の復興と繁榮とは友信の力に負ふところも少くないのである。事實別子銅山の入手と開拓などについても、住友家では明治までは寧ろ友信の功を重く見てゐたと思はれる節がある。即ち明治の住友家の元勳廣瀬宰平の自叙傳「半世物語」に、友信を「別子鑛山開基」と記し、又明治三十三年住友家より獻納の皇居前の楠公銅像の銘文に、「自_レ臣祖先友信開伊豫別子山銅坑、」とあり、これより先明治二十三年別子開坑二百年記念に配つた別子銅山の一枚刷の版畫の説明文にも、「元祿四年閏八月朔我十世ノ祖友信及其子友芳之ヲ創開ス」とある。前の楠公像の銘文も短縮の必要上草稿中の友芳の名を割愛したのであつて、これらを併せ見るとき考ふべきものがある。友信の隱居中の實際上の活動を種々見るとき、かういふ考へ方にも肯けるものがある。

かゝる諸點から、友以を創業の主とするは異議ないとして、その次の友信を差し置き、子の友芳を直ちに中興の英主と表現することは、父友信の優れた才幹と實質上の偉大な功績とを全然見誤らせる虞れが多分にあり、妥當なものとは言へない。やはり友以・友信・友芳の三代を通じ、

全體として住友の興隆期とするのが、寧ろ妥當と思はれる。

以上が近世前期に於ける住友の興隆についての概略であるが、次にこの住友の興隆の日本の經濟史上に占める意義、大阪經濟界との關係、銅鑛業と銅貿易との關係、近世中期以後の住友鑛業との繋がり等の重要事項を見るため、以下項を分ち主として銅精鍊並に銅貿易界に於ける住友・別子以前の住友鑛業の二點につき述べよう。¹⁵⁾

註

- ① 第五輯附錄「泉屋由緒書」及び友以使用の算盤銘記（卷頭圖版）參照。
職、日繁榮。家名開_三諸國。家人滿_三數百。京大坂抱_二家屋鋪數多。或時、大佛殿足場材木買得、嵯峨釋迦堂再建。以_二殘木、京木屋町別莊建。大坂長堀當時本宅。其節吹所也。（後略）とあり。
- ② 住友分家友良の「先祖傳書」の友以の傍註に、「（前略）京三條孫橋町住浪華内淡路町出店而吹_レ銅商_レ銅後淡路町一丁目北西角屋鋪買得而爲_レ宅（後略）」とある。
- ③ 第五輯附錄「泉屋由緒書」參照。
- ④ 住友友良の「先祖傳書」友以の傍註に、「（前略）自_二若年一時々五島平戸博多長崎出遊_テ雜_二唐漢紅毛人_一以_レ銅易_二華物_一。是長_レ寄商人之初也。（下略）」とあり。
- ⑤ 住友友良の「先祖傳書」友以の傍註に、「（前略）理兵衛銅
- ⑥ 清涼寺藏「清涼史略乙集」收錄の趣意書及び住友友良の「先祖傳書」友以の傍註（註⑤）參照。
- ⑦ 註⑤參照。
- ⑧ 同寺本堂棟札銘記、この本堂は今次大戰に厄に遇ひ烏有に歸した。
- ⑨ 「年々諸用留十五番」所收。

近世前期に於ける住友の興隆

⑩ 第五輯「蘇我理右衛門壽濟翁の研究」一二参照。

⑪ 友信時代の輸入品取引の例として附録に延寶年間の記録を載せた。

⑫ 續輯「別子稼行以前の住友鑛業」の幸生の項参照。

⑬ 附録「後のかゝみ」参照。

⑭ 友信は寶永三年八月十七日年六十を以つて歿して居り、そ

⑮ この章住友金屬鑛山株式會社刊「住友の歴史 鑛業を中心としたる」参照。

の間例へば元祿十五年の幕府の産銅振興策の諮問に際しても、友信は背後に在り、種々指示を與へたことが、友榮及五兵衛宛正月十四日附書狀によつて知られる。

三 銅精鍊・銅貿易と住友

新井白石が正徳六年（西曆一七一六年）の五月に書き終へた「折たく柴の記」には、「むかし、長崎にて海舶互市の事始りしより此かた、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふものども十六人にて運送してけり。」といふことが見えてゐる。これは文字通りそのまゝには承認出來ないけれども、兎も角古來長崎での輸出銅がすべて大阪在住の銅吹屋十六人によつて取扱はれたものであると言つてゐるのは、非常に注目すべきことである。

住友の業祖蘇我理右衛門壽濟が大阪の銅吹屋に南蠻吹を傳授し、大阪へ進出した住友家を中心

にこの新技術がこの地に榮えるやうになると、それまで、貿易の爲め、年々莫大の金銀が海外に流出するので、その防止策に腐心してゐた幕府當局の着目するところとなり、その國益に資すること大なるを認め、自今輸出銅はすべて南蠻吹で處理した拔銀銅に限ることにし、更にその拔銀作業の嚴密を期する爲め、輸出銅の調製地をも大阪一箇所に限定することゝなつた。^①尤も泉屋だけは蘇我住友兩家とも京都にも吹所を持つて居り、これはその特別の由緒に基く例外かと思はれる。その結果、輸出港の長崎に近い九州地方の産銅迄も、凡そ輸出用のものは全國の銅悉く一度大阪へ集められるといふことになつた。それは果して何時からのことかと言ふと、元祿七年（西曆一六九四年）七月十日附の銅屋訴狀には、

一異國向銅於諸國ニ吹拵申時ハ猥ケ間敷儀或ハ代物替杯ニ可仕様ニ被思召上候哉寛永十五
寸年阿部豊後守様松平伊豆守様御意被成候ハ向後於大坂異國向銅吹立申様ニと急度被仰
渡候ニ付御定目之通相守申候夫故薩摩日向長門豊後豊前其外長崎近キ山々諸國共ニ銅不
殘大坂へ積登申候依之私共拾六人之内泉州紀州長崎豊後ニ罷在候者共迄皆大坂ニ而異國
向銅吹拵申候

とあつて、既に寛永十五年（西曆一六三八年）以來のやうに記してゐる。これには疑問あり、未

だ遽かに従ふことは出来ないが、しかし異國向銅が相當早くから大阪のみで調製されてゐたことは事實で、兎に角これより大阪以外の銅貿易業者はもとより、大阪在住の業者でも、住友などのやうに自家調製し得る者以外は、すべて住友其の他大阪の吹屋よりその調製銅を買入れねばならぬことゝなつたから、大阪の南蠻吹作業が一層盛んとなつて行つたことは當然である。

かくて貞享二年（西曆一六八五年）の資料によると、大阪には吹屋の職人が一萬人居り、年々九百萬斤の銅を手掛け、二萬八千三百兩の銀を絞り取り、五百萬斤の輸出銅と合せて、約十二萬兩分の金銀の流出を防止してゐるといふことになつてゐる。これは吹屋職人と言つてもどこまでを含めたものか、少し多過ぎる感じもするが、銅貿易業者の連名の訴狀に見えてゐることで、多少の誇張はあるとしても、この一萬人の數字は注目すべきものである。今職人一人につき平均二人の扶養家族があつたとして、大阪で三萬人といふものが南蠻吹を含む銅吹業で生活してゐることになるが、數年後の元祿五年（西曆一六九二年）九月の大阪在住銅貿易業者の訴狀には、直接間接南蠻吹作業に關係して生活してゐる者は日本で數萬人に及ぶとも見えてゐる。これに對し、當時の大阪の人口は、一般の町人としては三十萬を餘り多く出なかつたやうであるから、比率からいへば非常に大きな數字である。

このやうなことが一體何から來たのかと言へば、これはつまり泉屋の傳へた南蠻吹が大阪の銅吹屋育成に關係するところ大なるものがあるからであつて、この歴史的關係に基き、住友は後世までも大阪吹屋の統領の地位を保つて來たのである。しかも銅吹屋といふのは大阪以外には殆んどなかつたのであるから、結局住友が日本の銅吹屋を指導したといふことにもなる譯である。

次に銅貿易についてであるが、日本が銅を外國へ輸出したことは早いとしても、専門の銅貿易業者の現はれたのは、慶長元和の頃をあまり遡らないのではないかと思はれる。そしてその最も早いものが泉屋で、同じ頃には他に餘り多くなかつたやうである。^⑤從來は寛永以前から非常に多くの銅貿易業者があつて、寛永十五年に二十三人の特許業者が認許されたと一般に考へられてゐるが、これはもともと「垂裕明鑑」が住友の古記録中の或る資料の判斷を誤つたことから出た説であり、誤りである。

寛永年間に或事情で銅の輸出が禁止された時、解禁歎願に江戸へ下つたのは、蘇我壽濟の子である理兵衛(友以)・忠兵衛・八兵衛の三兄弟と、金屋長右衛門・鍬鉦屋與兵衛・太刀屋喜兵衛・錢屋太郎右衛門の七人で、そのうち金屋は泉屋兄弟の叔父、鍬鉦屋は叔母算といふのであるから、

泉屋一族である。それからこの歎願には加はらなかつた比較的微力な業者を探して見ても、大坂屋久左衛門と平野屋清右衛門といふのが辛うじて見出されるに過ぎない。これ以上あつたとしても僅かな數であらう。しかもその後太刀屋と錢屋は解禁運動中に亡くなつてその家が斷絶したと言ふから、初期の銅貿易界で泉屋が如何に優勢な地位を占めてゐたかよくわかる譯である。^⑥そしてこのやうな状態はその後三十年ばかりの間餘り變化はなかつたやうである。それは寛文八年（西曆一六六八年）に再び銅貿易が禁止された時解禁歎願に當つたのが七人で、そのうち泉屋が三人を占めてゐることもわかる。^⑦ところが、この年に幕府が輸出入品に大制限を加へたことゝ、恰度この頃から奥羽地方に銅山が榮え、日本の産銅が俄かに増加して來たことゝによつて、これから新らしい業者が續々現はれ、競争がはげしくなつて來た。そこで當局はこゝに初めて業者の由緒を糺して、銅貿易株十六といふものを設定したのである。それは延寶六年（西曆一六七八年）のことであるが、その内譯は大坂十人其の他は紀州二人、京都・堺・長崎・豊後各一人といふ状態で、矢張り大阪が銅吹屋との關係で絶對優勢である。そしてその中でも住友は全日本の四分の一、大阪の殆んど半分の四株を興へられ、特別な地位を占めたのである。^⑧これはつまり早くより蘇我家の株を譲り受けてゐたからである。從來言はれてゐた寛永十五年の二十三人の特許人とい

ふのは、寛永以來この時迄の長い間に許可され、其の後廢業した者をもすべて含めた總數で、何時もそのやうに多くの業者がゐたのではない。しかるに、住友が四株も認められたといふことは、即ちその由緒と實績とによつたのであつて、由緒は前述の如くであり、實績としては、其の頃の日本の年間輸出銅三百萬斤餘りのうち、住友は全體でその三分の一以上を引受けて、業界を牛耳つてゐたのである。^⑨ しかも、その銅の輸出といふものが日本の全貿易界で如何なる地位を占めてゐたかといふと、未だあまり盛んでなく輸出總高百七十萬斤であつた寛文八年の資料によると、日本品の輸出總額八萬兩の中、銅は五萬六千兩、全額の七割をも占めてゐたのであるから、^⑩ 三百萬斤餘りの輸出では、その比重は更に大きくなつてゐたわけで、それだけ住友の貿易界に占める地位も高かつたことになる。

これより銅貿易は愈々盛大となり、貞享頃には、年間輸出額五百萬斤ともなり、しかも貞享二年に幕府は、長崎貿易銀高を制限し、唐船は銀六千貫、オランダは三千貫までとしたから、^⑪ 金銀の流出防止に大いに役立つたのである。此の間、京・江戸・大阪・長崎などの商人が頻りに新規の開業を出願し、或は違法の粗銅の輸出を企てるなど、住友などの特許株仲間を困らせてゐる。そこで株仲間は自分等の特許權を擁護するため、その度毎に當局に古來の由緒を申立て、或は粗銅

と拔銀精銅との輸出上の得失を上申するなど、擔當役人の交替などのため兎角事情に疎かつた當局の蒙を啓いたことは屢々であつた。この點株仲間は自分等の業務の國策的な意義といふものを明確に認識してゐたといひ得る。⑩しかしして、このやうな銅貿易に關する訴願や陳情には、終始一貫何時も住友が代表者の立場で働いてゐたのであつて、從來は特に住友だけが獨自にさやうな意見書を出したやうに説いてゐる向もあるが、これは「垂裕明鑑」の不充分な編纂から來た誤りであつて、この方面に於ける住友の實力と功績とは大いに注目すべきものがある。

ところで貞享以後、銅の輸出高は次第に増加し元祿九年（西曆一六九六年）には八百八十萬斤、同十年には八百九十萬斤に達した。貞享の制限以來、唐・蘭船の積戻船も多くなり、一方に拔荷が行はれ、輸入品の價格も高騰したので、元祿八年以後に制限外に代物替を許可し、同十年代物替二千貫を追加して計七千貫となつた。代物替の大部分は銅を以つて充てられたので、金銀の過大な流出を抑止するといふ方針の上に立ちながら、代物替が可能となつたのは銅輸出の増加したためである。⑪その爲め、この輸出銅の額は貿易上特別の意味を持ち、幕府は貿易銅の高を減少しないやうに確保しなければならぬといふことになり、こゝに御用銅といふ名が起つた。このことは即ち銅貿易の國策的意義を極めて明瞭に表はしたものと云へよう。

然るに事はさう豫測通りうまくは運ばなかつたので、苦しんだ幕府は元祿十四年(西曆一七〇一年)大阪の石町に江戸銀座の分局として銅座を設け、從來の自由貿易を停止し、住友以下の銅吹屋をその支配下に收めて、銅の集荷精錬貿易を運営することにしたのである。¹⁵⁾この銅座の設置についても、從來の説ではこれより三十數年も後の元文三年(西曆一七三八年)といふことになつてゐるが、それは二度目のもので、實際は既にこの時に始まつてゐる。しかるに豫期の成績が擧がらなかつたので、遂に十二年經つて正徳二年(西曆一七二二年)には折角のこの銅座を廢止し、又もとの自由貿易を復活した。しかしこの十二年の間に日本の經濟事情は以前とは變り、銅の生産費は一般に高騰したに拘はらず、無理な銅貿易の強行が行はれ、銅の内地價格が國際價格を上廻るやうになつて、銅貿易の前途はなかなか困難なものがあつた。そこで當局の指示により當時銅座の支配下にあつた住友以下十六軒の銅吹屋に新たに大坂屋の別家一軒を加へ、十七軒が幕府の補償金を條件に貿易に當るといふことになつた。¹⁶⁾その結果こゝにしばらくは銅貿易は大阪銅吹屋の兼業といふことになり、銅吹業と銅貿易は大阪のみの特殊な事業となつたのである。

しかししてかゝることの淵源は、結局壽濟が大阪の銅吹屋に南蠻吹を傳授し、子の理兵衛(友以)が大坂へ下つて之を盛大にしたことから來てゐる譯であつて、又正徳四年(西曆一七一四年)から

元祿以來の悪貨の改鑄が始まつたが、それには舊貨幣を吹分ける必要から、幕命により住友以下四軒の大吹屋が組頭となり、大阪の銅吹屋全體で長年この吹分の重要業務を擔當したのであつて、これも要するにこの南蠻吹の技術の爲めであつたのである。従つてこゝに住友の大阪に於ける特別な地位、そして又日本の銅精鍊並に銅貿易界に於ける重要な地位といふものが考へられる。

以上が銅精鍊と銅貿易とを通じて見た住友で、住友がこの大阪の兩業界を育成してその主導權を握り、私利的業者に對抗して、國策の立場より絶えず幕府當局を誘導してゐたといふこと、又延いては粗銅入手の關係より、自然大阪に銅山業者と銅問屋の繁榮をも促すやうになり、かくの如くして大阪が日本の銅業界の中心となり、住友がその中心的存在であつたといふことは、單に大阪のみの問題ではなく、日本の歴史全般より觀ても注目すべきことである。江戸中期以後長崎出島和蘭商館長の江戸城參觀往復の途次、特に住友の長堀の吹所を參觀することが恆例となり、かういふ關係で有名な蘭醫シーボルトなども隨員として來所したこともあり、¹⁷⁾老中・大阪城代・東西兩町奉行或は長崎奉行など幕府要職も屢々この吹所を參觀してゐるが、これなども住友の銅

業界に於ける往年の地位をよく示すものである。

附言すれば、大阪に銅精鍊といふ工業が次第に衰へながらも幕末まで二百年以上にも互り獨占的に長く存續し、このことの爲めに、全國の銅が大阪に集る道がついてゐたといふことは、明治以後大阪の工業都市としての發展に系譜的關聯を持つてゐたと考へられるのであつて、この點近代大阪の工業的發展に對する住友の寄與といふことには、その事業による積極面の外に、かくの如くに暗黙の中に行はれた消極面も認められることにもなるかと思はれる。¹⁵⁾

註

- ① ② 前輯「南蠻吹の傳習とその流傳」七參照。
- ③ 貞享二年九月附大坂堺紀州在任十三人の銅屋訴狀。
- ④ 「銅異國賣覺帳」所收。尙第六輯七、南蠻吹の流傳參照。
- ⑤ 續輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」參照。
- ⑥ 續輯「近世前期の銅貿易株と住友」參照。
- ⑦ 泉屋吉左衛門、同五郎右衛門、同與九郎の名が見える。
- ⑧ 「銅異國賣覺帳」所收。
- ⑨ 續輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」參照。
- ⑩ 「銅異國賣覺帳」所收。
- ⑪ 貞享二年長崎貿易銀高制限の項補訂。(小葉田)
- ⑫ 前輯附錄吹方關係資料「棹銅眞吹銅損益關係見積書」參照。
- ⑬ 別子開坑二百五十年史話。
- ⑭ この項補訂。(小葉田)
- ⑮ ⑯ 續輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」參照。
- ⑰ 文政九丙戌年五月六日紅毛人入來之控。
- ⑱ この草住友金屬鑛山株式會社刊「住友の歴史(鑛業を中心としたる)」四參照。

四 別子以前の住友鑛業

一般に住友の鑛業と言へば、別子銅山を思ひ、別子銅山と言へば、直ちに住友を思ふ。住友と別子との關係はそれほど深く、世にも知られてゐる。別子銅山が二百數十年の長きに亙り、住友の財本として、不斷連續に經營され來つた比類なき歴史よりすれば、それはまことに故ありと言ふべきであらう。併しながら、別子銅山は住友鑛業史上如何なる地位を占めるものであるか。特に年代的見地に於いてどうなるであらうか。多くの人々はたゞ漠然と別子銅山を以つて住友鑛業の濫觴の如くに思ひ、一部の人々がそれ以前更に吉岡銅山のあつたことを知つてゐる。

「住友物語」や「別子開坑二百五十年史話」にそれが見えてゐるからである。それでは吉岡銅山が最初であるのか、又そのみが別子稼行に先行するものであるのか、さうではない。直接資料の缺如の爲め、今日まで全く忘れられ、見失はれてゐるが、間接の斷片的な關係資料を蒐集しつつ、仔細に検討を加へて行くと、實は吉岡銅山の稼行以前、既に相當長期に亙り、諸方の數多い鑛山が稼行され、その豊富な經驗を以つて、初めて困難なしかし有望な吉岡古銅山の稼行が企てられ、これを機縁として別子銅山の發見入手となり、更に永代稼行權の確保となり、こゝに鑛業

上に於ける住友の優勢な地位がいよいよ搖ぎなく確立されるに至つたのである。實に住友の財本であつた世界的名山別子銅山の入手と確保とは、これに先行する長期の撓まぬ營爲と豊かな經驗とがあつたのであつて、それは決して偶然の僥倖として來たものではない。

住友は三代友信の時、天和元年（西曆一六八一年）より同三年まで備中幕領銅山吉岡を稼行し、同四年正月更に再稼行を願ひ出た。ところがその願書を見ると、これまでこの銅山を稼行した多くの銅山師の失敗の理由として、經驗の缺如と資力の貧弱とを指摘した後、自らの立場に就いて、

乍憚、私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕り、大分仕入銀仕置、手廣クかせき仕候故、

御山無恙唯今迄相勤申候

と述べてゐる。こゝに注意を要するのは、「私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕り」と言つてゐることで、これは即ち住友が吉岡銅山着手までに、既に諸國で多數の鑛山を稼行し、充分の經驗を積んでゐたことを示すものに外ならない。しかもこれに就いては、更に十年後の元祿六年五月の同山稼行繼續願書にも、今少しく具體的に同様なことを申述べてゐるのが注目される。これは友信の子友芳の時であるが、それには、

私數代御料私領數ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以云

と言つてゐて、前の願書の諸國は「御料私領數ヶ所」即ち幕府領と大名領數箇所となつてゐる上に、別に既往數代の間と、その期間をも示してゐるのである。さうすると、友芳から數代といふ以上、少くも祖父友以の代に及ぶことは勿論、更にはその實父蘇我理右衛門壽濟にも遡ると共に、當時の數箇所といふ語句が今日とは異なつて甚しく含みの多かつた點より、その間の稼行銅山も相當數に上つたことが考へられ、こゝに住友鑛業史は更に見直さねばならぬことゝなるのである。

それでは果してこのやうな事實を更に具體的に認識し得る何等かの資料があるであらうか。今のところ當時の直接資料が殆んど見當らぬため、簡單には行かないが、右の着眼の下に友芳以前の關係資料を丹念に搜索検討して行くと、壽濟に就いては、「差人取銅于諸州。自坑採至爐鎔。術頗精。」^③とか、或は又「鼓銅圖錄」にも「住友氏。自壽濟以來。以採銅鼓鑄爲業。」などといふやうな傳記資料が見出されて、果然その事實が裏書されて來る。

次の友以に就いては、壽濟の場合ほど直接的な資料ではないが、異國銅貿易關係の資料中に、住友を筆頭とする古來の銅貿易業者達が、その輸出銅確保のためには、寛永以來積極的に諸國の銅山

に手入れして、銅山師や職人に資金を貸し與へ、數多の稼人を集めて、銅山の開發を促進し來つたこと、殊に寛永年中長期に亘つて銅貿易が禁止された際、諸國の銅山が悉く退轉して、銅掘銅細工人が絶え果てたため、同十五年解禁後の數年間は、その復興に一方ならぬ努力を要したことなどを、其の筋へ陳述した銅貿易業者仲間の歎願書が見出される。これは日本鑛業史上甚だ注目すべき史料で、住友などがその歎願の代表者になつてゐるのであるが、この場合の住友に就いて觀ると、住友は日本最大の銅貿易業者として、年々の輸出実績は日本全輸出銅の三分の一以上に及ぶといふ壓倒的勢力であつたと共に、銅山に直接關係ある銅吹即ち銅精鍊をも兼業し、しかもこの方でも南蠻吹の宗家日本第一の銅吹屋として、自ら荒銅の輸出向及び内地向精鍊に當つてゐたことでもあるから、當然荒銅を最も多量に必要とし、それだけに荒銅の入手に對しては同業者中誰よりも積極的であつた筈である。ところが一方たまたま他方面の零細な資料によつて、住友より遙かに小さな大阪の銅吹屋が、既に早くから銅山を經營し、其の他にも大阪人で銅山經營に従事した者の多かつた事實が知られるので、これよりして友以の銅山經營も自ら推測されることとなるのである。

そしてこの住友の鑛業は次の友信に至つて一層盛んになつたと考へられるが、この時には一部

の銅山名さへ判明する。その中天和元年より着手した前記備中の吉岡銅山だけは従来既に知られてゐたが、新たに判明したものでは、先づ出羽の幸生銅山が二年後の天和三年に開坑して、元禄十二年まで吉岡銅山につぐ十七年間稼行してゐる。^⑧ 同山の遭難者と思はれるものゝ供養碑が今も住友家の菩提寺大阪の實相寺にある。次は秋田の阿仁銅山の内、三枚山・榎澤・板木澤・加久地・七拾枚の五山で、これは稼行年数は明らかでないが、吉岡や幸生よりも更に數年早い頃からであつたと推察される。^⑨ 又同じく阿仁の扇平一名小澤・天狗平・一ノ又・大澤・萱草の五山は直接稼行ではなく、出資關係と考へられるが、これも時期は三枚山等と同じ頃と見られるのである。其の他尙南部では尾去澤銅山が稼行山と考へられ、又、同所の槇山銅山・十和田鉛山はいづれも寛文から延寶年間にかけて稼行してゐた。^⑩ このやうに奥羽特に秋田方面の稼行山が多く知られるのは、同方面が日本の鑛山國であるのと、偶々住友の奥羽方面稼行關係資料が遺存してゐるために外ならない。^⑪ 従つてこの僻遠地に及ぶまでに尙手近な諸國での稼行があつたらうことは何人も當然想像するところであらう。現に吉岡稼行の初めに當つても、「私儀は諸國にて山稼ぎ能く鍛鍊仕り」と言つてゐるほどである。その諸國といふものに正しく該當するや否やは明らかでないが、種々調査の結果奥州會津領の黒澤村銅山、下野の足尾・栗山銅山、それに備前の金川佐野銅

山が兎も角も別子以前或時期のものとして索め出される。¹²⁾ このやうにして、友信の時の稼行山だけは可成りに検出し得たのであるが、それとてもとより悉くを盡し得たのではない。況んやこれに現在不明な友以更には壽濟の時の稼行山を加へると、住友の別子以前の稼行山が相當數に上つたことが愈々明瞭に知られるであらう。

以上述べたところは、現在までに入手し得た資料によつて纔かに捉へ得た別子稼行以前の住友鑛業の輪廓である。それは尙多分に具體性に缺けてゐる。しかしこれを以つてしても、兎に角住友が別子稼行以前甚だ早い頃から、即ち壽濟以來とすれば凡そ百年も前から、既に銅吹・銅貿易のみならず、鑛業にも従事してゐたことが充分明らかにされ得たと思ふ。そしてこの久しい間の且つ又多方面多様の撓みななき營爲により、住友は鑛業上最早十二分の豊富な經驗を積み來つたのであつて、これが即ち「憚りながら私儀は」といふやうな大自信を以つて、困難な吉岡古銅山の更生を企て、同山未曾有の二百間の疎水坑道掘鑿といふ劃期的大工事を實施して、遂に莫大な産銅を得、或程度所期の目的を達し得た所以である。さうしてこの吉岡稼行を機縁として、新たに別子銅山を發見すると共に、住友以前の發見者たる三島村(今の伊豫三島市) 祇太夫の稼行請負競願にも拘らず、能く之を凌いでその目的を達し得たのであるが、是れ亦多年の業績に裏附けられた實力が幕

府有司の信頼を博し得たために外ならない。新鑛脈發見の先後は普通の場合その採掘權獲得の最重要條件たり得るものであらうが、當時の幕府有司の鑛業管理策は必ずしもさうではなかつた。彼等の第一に問題としたのはさうした因縁關係ではなく、如何にして全體的により多くの運上收入を擧げ得るかといふことで、之が爲めには、運上の高率と、産銅の多額と、採掘の長期といふことが着眼點となる。そこで彼等は「身代薄き者、山不案内の者など御請け仕り、御山仕損し、末々御山も捨たり申す様に仕成し申し候ては如何に存じ奉り候¹⁴⁾」と言つて、請負人の資力の豊富と稼行の熟練とを要望したのである。ところが、今別子稼行に就いて見ると、この銅山は當時非常な深山で、今も現實に見るやうに甚だ高峻であり、その開發は容易なことではなかつた。これは同山管理の代官も「身代薄き者山不案内の者など御請け仕り候ては、山相續仕る場所の様に存じ奉らず候¹⁴⁾」と言明して之を認めてゐる。さうすれば最初の發見者が祇大夫であつても、單にそれだけでは有司が之を稼行權取得優先人と認めるに至らず、従つてその競願が奏功しなかつたとしても、已む得ないのである。之に對し住友は既述の通り、何と言つても過去數代に亙り、幕領藩領諸國數多の鑛山を稼行し來つて、自他共に許した最も經驗ある鑛業家であり、又古來本邦の銅精鍊及び銅貿易家の首班たる地位をも兼ねた資力確實の事業家でもあり、更に別子稼行出願當

時は、こゝ十年來吉岡・幸生の二幕領銅山を稼行中で、別に幕領足尾・栗山兩銅山産銅の異國交易方をも擔當させられてゐるなど、幕府とは格別の關係があつた上に、この別子山は吉岡銅山と同一代官の支配地でもあるといふ特殊な關係さへあつたのである。このやうな種々の點より觀察して來ると、住友の別子銅山入手といふことは、單純に曾ての吉岡稼ぎの鑛夫切上り長兵衛の偶然的發見報告といふ一事のみに基いて僥倖にも齎らされたといふやうなものではなく、因つて來る更に深い根源のその背後にあつたことが理解されるであらう。從來考へられてゐたやうな住友鑛業史―別子稼行に先立つ僅か十年前、吉岡銅山に於いて初めて鑛業に着手し、しかも失敗の憂目を見たに過ぎなかつたといふやうな幼稚な鑛業經歷―を以つてしては、先づ以つて切上り長兵衛の發見報告そのものが既に必ずしも期待出來ず、次には最初の發見者を凌いでまでも別子銅山を入手し得た可能性も、そんなには簡單に考へられず、且つ又この高峻な深山の困難な稼行に堪え、入山以來逐年躍進的な産銅増加を示し、數年後の元祿十一、二年度には二百五十萬斤臺を續ける本邦銅山最高記録を造るといふやうな驚異的開發成績を擧げ得たかも疑問となる。別子の開發に就いては、從來開坑當年約八十日間に三十二萬斤餘の産銅を得たと言はれたことより、當初の別子銅鑛含銅率の驚異的良好さが先づ以つて想像され、爲めに開發成績の良好も唯漫然と専ら

この僥倖に基くかのやうにも錯覺されてゐるが、事實は開坑當年は閏八月朔日に掘り始め、十月十二日より極月晦日迄精鍊をなし、その産銅は前記額の一桁下位の三萬二千斤餘^⑭であつたから、あの開發の好成績も決してそのやうな偶然的の僥倖ではなく、矢張り久しい歴史に培はれた實力に負うたところこそ最も多かつたのである。更には又元祿十五年（西曆一七〇二年）、幕府の勘定奉行は近年の産銅減少を憂へ、産銅振興策諮問のため、特に大阪より友芳を招致して意見を徴し、友芳は之に對し幕領藩領の諸銅山稼ぎ方に就き數十箇條の意見を具申して奉行の期待に叶ひ、爾後の經營上甚だ好意的な取扱ひを受けたのであるが、この本邦鑛業史上の重大事實なども、過去數代數十年乃至百年にも互る長期の豊富な鑛業經驗を認識することにより、初めて真によく理解し得られるので、從來のやうな單純な知見―處女稼行の吉岡銅山には失敗し、偶々僥倖にも大成功を收め得たといふ別子稼行の經驗も、當時までには尙僅々十箇年に過ぎないといふ程度の鑛業実績―を以つてしては、かゝることは寧ろ不可解な異常の事象とせられるであらう。そしてこの時友芳は今後の一般的産銅振興策の最も根本的なものゝ一つとして、鑛業經營に於ける古來の通例たる年季請負制撤廢の絶對必要性を、種々の理由を具して力説したが、これは即ち自家の長い實際經驗に基き、能く鑛山經營の本質を把握して、從來一般の缺點を最も適切に指摘し、今後の嚮ふ

べき方向を極めて明快に指示したもので、その結果さしにも獨善的な當局をも動かし、遂に別子については一應五箇年を年期として次々と繼續し實質的には永代請負を認められるといふ劃期的一大事實を見るに至つたのである。¹⁹⁾

されば別子銅山はもとより住友鑛業の初發ではなくして、實にその一つの完成であり、長期に亙る多方面多様の撓みなき辛苦の營爲が、こゝに時を得て花咲き實つたものであることを牢記しなければならぬ。²⁰⁾

註

- ①② 「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」所收。
③ 入江育齋墓碑銘。
④⑤ 續輯「別子稼行以前の住友鑛業」参照。
⑥ 公訴文永鏡及び銅異國賣覺帳。
⑦ 續輯「別子稼行以前の住友鑛業」四参照。
⑧ 同右五参照。
⑨ 東國の諸銅山稼行の爲め設けられたといふ住友の江戸出店
中橋店のことが既に延寶二年の記録に見えてゐる。
⑩ 横山・十和田の項補訂。(小葉田)
- ⑪ 續輯「別子稼行以前の住友鑛業」五参照。
⑫ 「寶の山」所收。
⑬ 元祿六年五月吉岡銅山稼行繼續願の末書。
⑭ 元祿九年二月別子稼行繼續願の末書。
⑮ 後藤覺右衛門。
⑯ 「垂裕明鑑」の誤りである。
⑰ 「別子銅山公用帳」所收。
⑱⑲ 續輯「別子銅山の發見と開發」参照。
⑳ この章向井芳彦氏稿「別子經營まで」より要約拔萃。

五 結 語

住友の歴史には二つの興隆期がある。その一は周知の明治維新以後の近代であり、他の一は以上述べ來つた近世前期の興隆である。後者については從來比較的輕視されてゐたが、その理由としては第一に別子銅山に囚はれて、それ以前とそれ以外の史實の研究が疎かにされたばかりでなく、別子銅山そのものゝ研究にも缺けるところがあつたこと、今一つは江戸末期の住友が財力に於いて左程大きなものでなかつたといふことである。しかし乍ら以上述べたことにより住友が近世前期の我が國鑛工業史上、將又銅貿易史上に如何に重要な役割を果したかゞ分ると思ふ。かかる基盤のもとにこそ別子銅山の發見・開發となり一大開花期を迎へ得たのであり、又それ以後の我が國銅業界の不振と別子銅山經營の困難さにもめげず、卓抜にして堅實積極なる營爲を續け、苦境の中によく斯界の主導者の地位を維持し得て近代の飛躍的發展へと受け繼がれたのである。又前述の財力の點に於いても住友の果した國策的意義を考へるとき、富の大小のみが必ずしもその經營する事業の歴史的意義の輕重を意味するものとはならず、又幕末の經濟狀態は一時のいはゞ退潮期に過ぎず、それ以前の住友の富力を示すことにはならないのである。

しかして、靜かにその興隆のあとを振返るとき、その根幹に一貫した事業精神を看ることが出来る。その第一は「慎重確實を旨とし、浮利に趨るべからず」といふことである。しかして、この精神の淵源するところは遠く實に家祖文殊院に發してゐるのであつて、彼の旨意書といはれる商賣についての心得書にこの事が指示されてゐる。この精神はその後種々の姿を以つて顯現してをり、前述の充分なる經驗と資力とに基く鑛山經營などは慎重確實主義の現れと言ひ得るし、少し時代は下るが、文殊院歿後約九十年元文五年（西曆一七四〇年）七月附の泉屋長崎店掟書の次の諸條にも、

一唐物者不及申、其外何によらず、自分商堅ク致間敷候。勿論下直成ものたりとも疑敷物

一切調申間敷候。此趣召使之者共迄も常々急度申渡可置事。

一大坂より申下し候調物、何ニ而も買先を聞合念入、紛敷もの相調申間敷候。古來より之

家法ニ而候得者、大切之事ニ候間、兼而其心得可有之事。

一諸方勤先ニ而縱令如何様之難題申掛候者有之候共、口論喧嘩致間敷候。尤附合等丁寧ニ

可致事。

とあつてその精神の脈々として傳はるのを見る。次に特色とする精神は自利利他公私一如といふ

ことである。壽濟苦心の傳習たる南蠻吹を泉屋一家に秘すことなく大阪銅吹業者に傳授し、相携へて銀の無意味な海外流出を防ぎ、國益を圖り來つたこと、又吉岡・別子の稼行方式に見る鑛山の組織的且つ永續的經營法などこの精神の具現といへよう。これにつき、住友自身、かゝる稼行法を以つて鑛山の根本的繁榮を圖ることにより、「御運上銀大分差上ケ私も立身仕度候。」と言ひ、又「御運上永々上り、私共も子孫並抱置候數千人家業相續仕度念願ニ而」など、言つてゐる。又元祿年間幕府の鑛業政策諮問の際、民間經驗家の銓衡に銀座年寄が「泉屋吉左衛門が殊の外お上の御用を大切に勤める者である。」旨を申し述べてゐることは、當時の當主吉左衛門友芳の傳記「後のかゝみ」に其の時の諮問に對する彼の應答振りを「おほやけの利をさきにしてわたくしの利をのちにす」とあるのと對照して、注意を惹くところである。今一つの事業精神は企畫の遠大性といふことである。このことは例へば吉岡・別子兩銅山の稼行方式に端的に現はれてゐるところで、從來の慣例を無視した吉岡古銅山の長期に亙る未曾有の二百間の大疏水坑道掘鑿を實施して、その更生を成し遂げ、又別子に於いては幕府有司を動かして實質上の永代稼行權を獲得し本格的長期開發に乗り出してゐることである。

しかして、これらの傳統的事業精神は明治維新以後に於ける近代的大發展に際し力強く打ち出

されてゐるのであつて、明治十五年新たに家法を定めたが、その第一款家憲の第三條に、

我營業ハ確實ヲ旨トシ、時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廢シ、苟クモ浮利ニ趨リ

輕進ス可ラザル事。

としてゐるが、これが古來の家法の精神をそのまま繼承したものであることは、あらためて言ふまでもない。又、自利利他公私一如・企畫の遠大性についても歴代當事者の特に念願し強調したところであつた。こゝに明確に彼此二大興隆期の精神的基盤に相通するものあるを見るのである。

今一度、遠く當時に憶ひを回らす時、往時の住友家歴代當主及び幹部の英邁卓識と堅實なる營爲もさること乍ら、常に僻遠高峻なる深山にあつて、坑底の奥深く身は鑛水に爛れ黙々として鑛石を採掘し、青山を枯らす硫煙にむせびつゝ鑛石を焼き、又は阪地の銅吹所に鉛害のためあたら命を縮めつゝ銅精錬に従事して、住友興隆の基となり、また當年の銅政策に貢獻した幾多無名の鑛工人の尊い生涯を忘れてはならないであらう。さればこそ家祖文殊院の精神を受け繼いだ住友の先人もこれら稼人の勞苦に心を配り、

(鑛夫) 下財を痛候様之仕方致間敷候。只正直之道理要用ニ候。外財最員を以仕役甲乙有間敷候。(下)

此段ハ辰年(元祿十三)平七支配相改候節申付候得共、猶又此度申下し候。

とその經營擔當者に繰返し要望してゐる。

大阪住友家菩提寺の實相寺埜域に祀る元祿初年の最上銅山遭難者並に別子銅山殉難者の供養碑、又は別子山麓瑞應寺境内の水難者碑等を仰ぐ度に、遠い昔より撓まざる營爲の中にこめられた住友人の悲願を憶ふのである。

附 録

足尾銅輸出請負割付の覺

丑年長崎ニ而買物帳

後のかゝみ

解題

足尾銅輸出請負割付の覺

延寶三年（西曆一六七五年）幕府所有足尾銅五萬貫目の輸出を銅貿易業者仲間て請負つたが、その配分については業者各自の從來の實績によつて按分された。この覺は四月配分決定によりその筋へ上申したものの、控である。配分高の右肩の附記が各自の實績である。當時の輸出銅總額三百萬斤中、住友は百十二萬斤を占めてゐて、業界に於ける重要な地位を物語つてゐる。（銅異國賣覺帳所收）

丑年（延寶元年）長崎ニ而買物帳

延寶元年（西曆一六七三年）より幕府は扱高五萬斤以上の銅輸出業者に對する輸入貨物の割當を止めた。泉屋も當然それに該當したが、尙貨物仲買として其の後も上方地方との間に賣買を行つてゐる。この覺は泉屋吉左衛門・同平八より延寶元年に於けるその實績を翌年三月大阪北組惣年

寄中へ答申した控である。これにより當時の住友の輸入品取扱の實態が窺へると同時に、それ以前の輸入貿易に於ける活動を推測し得る材料ともなる。(同 右)

後のかゝみ

この「後のかゝみ」の著者入江友俊は、商家住友家四代友芳の四男で、通稱を理兵衛、諱を友俊、號を育齋と言つた。大阪郷校懷徳堂の五井蘭洲につき漢學を修め、又若年より和學に志し、後年和歌を冷泉家の門に學んだ。蘭洲に撰を請ひ圓珠庵に契沖阿闍梨の顯彰碑を建立したことは有名である。又長期に亙り、兄友昌を輔けて家政の改革に盡すところがあつた。彼の残した周到緻密な家法諸規則は、又彼が事業家としても俊れた才能の持主であつたことを窺はしめる。

この「後のかゝみ」は彼が子孫及び家人への示教として、父友芳及びその先配上林氏土佐、彼の生母である後配中西氏ねるの略傳を綴り板に起して頒つたものである。序は暇菴清茂とあるから、恐らく彼の神道の師であつた山崎關齋門流の原清茂であらう。各傳共に簡にして要を得、よく父母の爲人を敘し、興隆期の住友家の眞摯なる生活態度等が窺へると共に、當時の主要事件の傍證にもなり得るものである。

友俊は八十二歳の長壽を全うして、寛政十一年七月二十日歿し、住友家の菩提寺大阪の實相寺塋域に葬られた。

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・略字・假名遣等は成る可く舊に依つた。尙、「後のかくみ」については便宜原文の變體假名をすべて現代平假名に改め、又「丑年長崎ニ而買物帳」は印刷の都合上二段組とした。

足尾銅輸出請負割付の覺

右之御銅五萬貫目銘々分取申覺

下シ高拾五萬斤

一御銅貳千五百貫目

代金貳百五拾兩

但三百兩之家質差上置申候

大塚屋甚右衛門

下廿五萬斤

一四千六拾六貫六百六拾六匁六分

代金四百拾六兩貳步拾匁

但五百廿兩之家質差上置申候

銅屋善兵衛

下シ高拾八萬斤

一同三千貫目

代金三百兩

但四百五拾兩之家質差上ケ置申候

大坂屋久左衛門

下シ高四拾萬斤

一同六千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

代金六百六拾六兩貳步銀拾匁

但六百八拾兩之家質差上ケ置申候

下シ高卅八萬斤

一同六千三百三拾三貫三百三拾三匁三分

代金六百三拾三兩壹步銀五匁

但千百拾兩之家質差上ケ置申候

下シ高百拾貳萬斤

一同壹萬八千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

代金千八百六拾六兩貳步と銀拾匁

但貳千貳百九拾八兩之家質差上ケ置申候

下シ高四萬斤

一同六百六拾六貫六百六拾六匁六分

代金六拾六兩貳步銀拾匁

但百兩之家質差上ケ置申候

但是六人之内へ取置申候

錢屋作右衛門

平野屋平兵衛

泉屋吉左衛門
平八

與九郎

山形屋彌右衛門

下シ高拾萬斤

一同千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

丸銅屋仁兵衛

代金百六拾六兩貳步銀拾匁

但百六拾六兩三步之家質差上ケ置申候

但是ハ六人之内へ取置申候

下シ高拾壹萬斤

一同千八百三拾三貫三百卅三匁三分

鹽屋八兵衛

代金百八拾三兩壹步銀五匁

但百八拾三兩之家質取置申候

但是ハ六人之内へ取置申候

下シ高五萬斤

一同八百三拾三貫三百三拾三匁三分

鹽屋傳兵衛

代金八拾三兩壹步銀五匁

但請合手形仕候則六人之内へ取置申候

下シ高廿貳萬斤

一同三千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

熊野や彦三郎

代金三百六拾六兩貳步銀拾匁

附錄 足尾銅輸出請負割付の覺

但

下シ高合三百萬斤但拾萬斤ニ付拜借御銅千六百六十六貫六百六十六匁六分當ル

拾壹口合御藏銅五萬貫目也

但金ノ四千九百九拾八兩三步と銀七拾五匁ニ而

代金五千兩と定ル

右之通相對之上割付銘々請取申所實正也代金之儀者來辰正月於御江戸急度上納可仕候右定之通後
日互ニ異義申間敷候爲其證文仍如件

延寶三年

卯四月五日

京 山かたや彌右衛門

紀州熊野や彦三郎

豊後増田や傳兵衛

堺 錢屋作右衛門

同 錢や喜兵衛

大坂丸銅屋仁兵衛

附録

足尾銅輸出請負割付の覺

同	大坂屋久左衛門
同	大坂屋小左衛門
同	しほや八兵衛
同	しほや小兵衛
同	大塚や甚右衛門
同	銅や善兵衛
同	銅屋半左衛門
同	平野屋平兵衛
同	平野や長兵衛
同	泉屋吉左衛門
同	泉屋平八
同	泉屋與九郎
同	泉屋長十郎

丑年長崎ニ而買物帳

延寶貳年

丑年長崎ニ而買物帳

寅三月廿七日

淡路町壹丁目

泉屋吉左衛門

丑年長崎ニ罷下銅商賣仕候ニ付貨物ハ不被下候得共長崎又ハ何方ニ而成共唐物買之分書上ケ候へと被仰付候ニ付買物品々書上ケ候覺

おらんだ二番札

一 壹番辨柄糸廿三丸

札主泉屋長四郎買内分取

一 丸ニ付貳貫卅七匁四分五厘かへ

代銀四拾六貫八百六拾壹匁三分五厘

附錄 丑年長崎ニ而買物帳

一 貳番辨柄糸廿八丸

おらんだ二番札

右同斷

一 丸ニ付一貫五百五十九匁貳分かへ

代銀四拾三貫六百五拾七匁六分

一 壹番辨柄糸三丸

目利分之貨物

一 丸ニ付壹貫四百廿八匁四分

代銀四貫貳百八十五匁貳分

一 白糸七拾五斤

右同斷

一斤ニ付四十六匁六分

代銀三貫四百九拾五匁

おらんだ脇荷

七番部や
十三番部や

一 白糸七丸

札主奈良屋十兵衛買内分取

一 九ニ付貳貫八百八十七匁四分

代銀貳拾貫貳百拾壹匁八分

一 中縮^(ツ)綿五百六拾端

一反ニ付四十七匁七分かへ

代銀貳拾六貫七百拾貳匁

十七番高砂船宿本籠町三ヶ一

札主萬屋庄左衛門買内分取

一 小卷^(ツ)輪子貳拾端

一反ニ付五拾九匁六分

代銀壹貫百九十貳匁

十五番かんとし船宿桶や町

右 同 斷

おらんた一番札

一 錫三萬三千五百拾貳斤

百斤ニ付百八十五匁九分かへ

代銀六拾貳貫貳百九拾八匁八分

札主泉屋安右衛門買内分取

一 とたん三千七百廿三斤半

札主綿屋左兵衛

百斤ニ付貳百七十八匁三分四厘かへ

札主綱干屋源右衛門

代拾貫三百六拾四匁壹分五厘

十二番部や
廿一番部や

一 とたん九千五百六拾八斤半

札主あほしや源右衛門

百斤ニ付貳百拾九匁四分かへ

代銀貳拾貫九百九拾三匁

十六番かんとし船宿豊後町

一 高砂白糖壹萬斤

百斤ニ付百卅一匁六分かへ

代銀拾三貫百六拾匁

十七番高砂船宿本籠町

札主萬屋善四郎買内分取

一 水銀千貳百拾八斤半

札主海部屋喜兵衛買内分取

十六番かんとし船宿^(ツ)豊後町

百斤ニ付壹貫貳百廿七匁五分かへ

代銀拾五貫七拾貳匁貳分五厘

一 附子百五拾斤

十六番かんとし船宿豊後町

札主伊勢屋七左衛門

十九番かんとし船宿新油や町

一斤ニ付拾貳匁八分四厘かへ 札主あほしや源右衛門

代銀壹貫九百廿八匁

買高合銀貳百七拾貫貳百貳拾九匁壹分五厘

此内上方ニ而賣申覺

九月十一日お十月廿四日迄 京新町通御池下ル丁

一 壹番辨柄糸拾六丸

問屋中村七左衛門所にて賣

代銀三拾貳貫六百貳拾匁

九月十二日お十月廿二日迄 京新町通貳條下ル丁

一同糸七丸

問屋堺屋藤兵衛所にて賣

代銀拾五貫貳百七拾匁

九月十六日

京釜座二條上ル丁

一同糸貳丸

問屋金屋善兵衛所にて賣

代銀四貫三百八拾匁

とらノ二月九日

京新町通御池下ル丁

一同糸壹丸

問屋中村七左衛門所にて賣

代銀貳貫貳百八拾匁

十一月六日お十二月十七日迄

京新町釜座上ル丁

一 貳番辨柄糸三丸

問屋金屋善兵衛所にて賣

代銀四貫八百三拾匁

とら二月廿二日お三月十三日迄

京新町通御池下ル丁

一同糸拾四丸

問屋中村七左衛門所にて賣

代銀貳拾三貫七拾匁

一白糸七拾五斤

長崎

松田九郎右衛門ニ賣

九月十二日ヨ十月五日迄

同斷

一同糸七丸

問屋中村七左衛門所ニて賣

代銀貳拾壹貫三百卅匁

賣代銀合百九拾壹貫三百四拾匁

十月十八日ヨ十二月十五日迄

一中縮綿五百端

問屋中村七左衛門所ニて賣

代銀貳拾七貫三百匁

右賣残り申分

十二月廿日

江戸

一錫壹萬五千斤

泉屋三右衛門へ賣

代銀三拾貫四百廿五匁

九百拾丸物

一貳番辨柄糸拾壹丸

我等手前ニ持申候
是ハ只今相場ニして

一丸ニ付壹貫六百六拾匁

代銀拾八貫貳百六拾匁

十二月五日

京三條木屋町

一とたん壹萬五千斤

泉屋三郎兵衛へ賣

代銀貳拾五貫五百貳拾匁

百六拾櫃物

一中縮綿六拾端

右同斷

壹反ニ付五十四匁

代銀三貫貳百四拾匁

四百拾端物

一小卷輪子貳拾端

右同斷

壹端ニ付六拾八匁かへ

代銀壹貫三百六拾匁

一錫壹萬八千五百拾貳斤

右同斷

百斤ニ付貳百廿五匁かへ

代銀四拾壹貫六百五十貳匁

一とたん貳千貳百九拾貳斤

右同斷

百斤ニ付貳百四拾匁

代銀五貫五百目八分

一高砂白砂糖壹萬斤

右同斷

百斤ニ付百卅匁

代銀拾三貫匁

四千貳百斤物廿五つほ

一水銀千貳百拾八斤貳步五

右同斷

一斤ニ付十一匁七分

代銀拾四貫貳百五十四匁貳分

戌年買

一山歸來三千五百斤

右同斷

一斤ニ付一匁八分

九十櫃物 代銀六貫三百匁

亥年買

一同六千斤

右同斷

一斤ニ付一匁八分

七百櫃物 代拾貫八百匁

子年買

一山歸來四百五拾斤

右同斷

一斤ニ付壹匁八分

代銀八百拾匁
百五拾櫃物

合代銀四拾八貫七百三拾貳匁九分五厘
残り物代銀

貳口合銀百四拾七貫四百九拾九匁九分五厘

子年買

一ミヤウはん三九半

右同斷

右書上ケ候通相違無御座候其上手前ニ大分持申候荷物

一丸ニ付百六拾匁

代銀五百六拾匁

を致手廻買主を付隠置候を後日ニ御聞被成候へ、いか様共曲事ニ可被仰付候少も偽り不申上候爲後日如件

子年買

一しやむ黒砂糖七拾一丸

右同斷

延寶二年

淡路町一丁目

泉屋吉左衛門判

一丸ニ付九十五匁

代銀六貫七百四拾五匁

寅三月廿七日

長崎へ下り手代

長十郎判

子年買

一河内黒砂糖五拾五丸半

右同斷

北組惣年寄中

一丸ニ付九拾匁

代銀四貫九百九拾五匁

惣年寄中へ書上ケ候以後

賣覺

三月廿七日

京新町通御池下ル丁

一貳番辨柄糸貳丸

問屋中村七左衛門所にて賣

一九ニ付一貫六百五拾匁かへ

代銀三貫三百匁

三月廿九日

備後町三丁目

一錫壹萬斤

三善屋又兵衛ニ賣

百斤ニ付貳百廿五匁かへ

代銀貳拾貳貫五百匁

貳口合銀貳拾五貫八百匁

惣買高銀合貳百七拾貫貳百貳拾九匁壹分五厘

十一箱物

一附子百五拾斤

右同斷

壹斤ニ付拾匁

附錄

丑年長崎ニ而買物帳

代銀壹貫五百匁

賣殘銀高合九拾八貫七百六拾七匁

丑年以前

年々残り物覺

亥年買

一色まかい糸四拾八斤

我等手前ニ持居申候
是ハ只今相場ニして

一斤ニ付廿八匁

代銀壹貫三百四拾四匁

子年買

一しゆす五端

右同斷

一反ニ付貳百匁

代銀壹貫匁

子年買

一白糸貳丸

右同斷

一丸ニ付貳貫四百五拾匁

代銀四貫九百匁

辰年

一かほうちや染貳千貳百廿五斤 右同斷

一斤ニ付四匁八分

代銀拾貫六百八拾匁
壹萬斤物

未年買

一白檀五百斤

右同斷

一斤ニ付九分

代銀四百五拾匁
七千斤物

酉年買

一したん三百三拾一斤

右同斷

一斤ニ付四分五厘

代銀百四拾八匁九分五厘

惣賣高銀合貳百拾七貫百四拾匁

残り物代銀之覺

一銀百貳拾壹貫六百九拾九匁九分五厘

延寶二年

刁四月十一日

淡路町一丁目

泉屋吉左衛門判

延寶貳年

丑ノ年長崎ニ而買物帳

寅三月廿七日

淡路町壹丁目

泉屋平八

丑ノ年長崎に罷下り銅商賣仕候ニ付貨物へ不被下候へとも長崎又ハ何方にて成りとも唐物買之分書上ヶ候へと被仰付候ニ付買物品々書上ヶ候

覺

一 壹番辨柄糸貳丸

おらんだ貳番札

札主泉屋長四郎買内分取

壹丸ニ付貳貫三十七匁四分五リンかへ

代銀四貫七拾四匁九分

一 壹番辨柄糸六丸

長崎敷合吉右衛門買

附錄 丑年長崎ニ而買物帳

壹丸ニ付壹貫九百九十五匁五分かへ

代銀拾壹貫九百七拾三匁

一 貳番辨柄糸拾五丸

おらんだ貳番札

札主泉屋長四郎買内分取

壹丸ニ付壹貫五百五十九匁貳分かへ

代銀貳拾三貫三百八拾八匁

一 中縮綿六拾端

拾七番高砂船宿本籠町

札主萬屋庄左衛門買内分取

壹反ニ付四拾七匁七分かへ

代銀貳貫八百六拾貳匁

一 小卷輪子貳拾端

拾五番かんとう船宿桶屋町

札主萬屋庄左衛門買内分取

壹反ニ付五十九匁七分かへ

代銀壹貫百九拾四匁

一阿仙藥八櫃

斤四百斤

百斤ニ付百匁かへ

代銀四百目

おらんた脇荷貳拾壹番部屋

札主あほし屋源右衛門買内分取

一目鏡百三拾八

壹ツニ付壹匁かへ

代銀百三拾八匁

右同斷

一目鏡千

壹ツニ付三分四リン五毛かへ

代銀三百四拾五匁

札主鮫屋半右衛門買内分取

一みいら九斤

壹斤ニ付拾五匁かへ

代銀百三拾五匁

おらんた脇荷拾貳番部屋

札主綿屋左兵衛買内分取

買高合銀四拾五貫五百七拾四匁九分

一石筆百貳拾七斤

壹斤ニ付五匁かへ

代銀六百三拾五匁

右同斷

此内上方ニ而賣申覺

九月十一日カ十月廿四日迄

京新町通り御池下ル町

一壹番辨柄糸八丸

壹丸ニ付貳貫貳百貳拾貳匁五分

間屋中村七左衛門所ニ而賣

一あんそくかう四百三拾斤

壹斤ニ付壹匁かへ

代銀四百三拾匁

右同斷

代銀拾七貫七百八拾匁

十月廿三日十一月十六日

一 貳番辨柄糸拾五丸

右同斷

壹丸ニ付壹貫六百貳拾五匁三分賣當

代銀貳拾四貫三百八拾匁

十月廿二日十一月十五日迄

一 中縮綿六拾端

右同斷

壹反ニ付五十五匁三分賣當

代銀三貫三百貳拾匁

刁ノ正月十一日

一 小卷輪子貳拾端

右同斷

壹反ニ付六十八匁かへ

代銀壹貫三百六拾匁

賣代合銀四拾六貫八百四拾匁

右賣残り申分

一 あせん藥四百斤

是ハ唯今相場ニして

百斤ニ付百五拾匁かへ

代銀六百目

一 みゐら九斤

同斷

壹斤ニ付貳拾匁かへ

代銀百八拾匁

一 石筆百貳拾七斤

同斷

壹斤ニ付五匁かへ

代銀六百三拾五匁

一 あんそくかう四百三拾斤

同斷

壹斤ニ付壹匁かへ

代銀四百三拾匁

一目かね百三拾八

同 斷

壹ツニ付壹匁かへ

代銀百三拾八匁

一目かね千

同 斷

代銀三百四拾五匁

賣残り代合銀貳貫三百貳拾八匁

丑ノ年以前年々残り物

戌ノ年買

一胡榊貳拾貳固

是ハ唯今相場ニして

壹丸ニ付百三十三匁ツ、
百丸物

代銀壹貫四百六拾三匁

亥ノ年買

是ハ唯今相場ニして

一山歸來百五拾櫃

壹櫃ニ付正味五拾斤入

壹斤ニ付壹匁八分ツ、

代銀拾三貫五百匁

亥ノ年買

一山歸來貳拾三櫃

右同 斷

壹斤ニ付壹匁八分ツ、

代銀貳貫七拾匁

代銀合拾七貫三拾三匁

貳口合銀拾九貫三百六拾壹匁

右書上ケ候通相違無御座候其上手前ニ大分持申荷物を
致手廻し買主を付隠置候を後日ニ御聞被成候ハ、如何
様とも曲事ニ可被仰付候少も偽不申上候爲後日如件

延寶貳年

寅ノ三月廿七日

淡路町壹丁目

泉屋平八判

長崎下り手代

彦兵衛判

北組

惣年寄中

附録

丑年長崎ニ而買物帳

後のかゝみ

入江友俊父母の行狀をかきてこのはしに序すへきよしのそまれ侍りしにはしめおはり見侍るに誠に夫は世のつとめをこたらす家業に心を用ひ婦は内をおさめ子を養ふによくたしき理りをつくし家人をめぐむにあまねくかゝれは子孫類ひろくさかえゆくことはりなりされは子むまこ代ゝかけて此一巻を朝夕おかみよみて先祖のいさをしをあふきかうかへしりて今のわか身をつゝしみまもり友俊のふかき心さをくむへきのみ

暇菴清茂書

住友良山家君行狀

家君姓ハ平氏ハ住友稱ハ吉左衛門とよふ實名（なのり）は友芳（ともよし）と号（なづ）く父ハ即壽君名ハ友信母ハ清水重繼（しげつぐ）のむすめなり

其ひとゝなりすなほにあつくして人を愛しつゝまやかなる道をまもりてめぐみをかゝす

父母に孝をつくしはらからにむつまじく友にましはりをかへすことに家につかふるものとむつまじく酒さかななどあるおりは家の子ともろともにこゝろよくたうへてうき事もよろこはしき事もともにし給ひぬかゝるゆへにつかふるもの誠にしたしみしたかひて何事ものか事のやうにまめ忠誠やかにつかへ侍るされはにやますく家をおこして富さかえ給ひぬみづから自身用ゆる衣服きもの刀などにいたるまてはなやかなる事を好まず或はめしつかふものとかひにかよはし用ひて耻る色なししかのみならずすへて調度食物てうとにいたるまて心をとゝめ物好してたしめ給ふ事なかりき

良山子五人あり先の妻嫡子友昌次に女子節はやく後まかりぬの妻周のりよ富ち早世 利次に友俊を生り良山つねにはらからの中にわきて友俊をいつくしむ事ふかく外にいつるおりハ妻にいひをきて友俊に心つけよとうしろめたう思ひ歸れば朝夕友俊をひさのもとにをきていつくしめともひとり友俊をめぐむにわたくしせず明くれ友昌あしとなれとのみいひて他の詞におよはずかくいへるは兄このかみの事をつかさとり西に東にはしりありきていたつきとせすまめやかにうしろみよとのこゝろなりこゝをもて友俊をいつくしむ事殊つとさらなれとも人みな理ことばりにそむけりとせず

豫州別子山は銅おほくあるへき所とみさためておほ^公やけに申上しかはさもあらはくはた
ていとなめよとありしにはたして申上しことくなりそれよりおほ^朝やけの仰ことありて家
のわさとすさるによりて勢ある御方^{勘定所}にしたりしまいりかよふ其後長崎交易のために
別子山の銅出増のみちを江戸御かうかへのつかさにて良山をめされて尋ねとはせ給ふ事
あることに御いらへ申おりはかならずおちつゝしみ奉るあまりに先かうへより汗をなか
してむすかことししかしてのち御こたへ申出しぬそのこたへねんころにしてはゝからず
おほ^{ことほり}やけの利をさきにしてわたくしの利をのちにすそのうへ申上ることみな理^{ことほり}にかな
はさる事なしされはおほ^{ことほり}やけのかたゝたつねとはせ給ふ事有ことにみな其先かうへよ
り汗なかるゝさまをみていまた御こたへ申出ぬさきにあなつゝしみふかき人かなかなら
すいつものことくすくなる詞をいひいたしてんといひあえたまへりその上にとく^{得意}るせら
るゝ事かくのことし

元録^{（てい）}のころ四ツ寶の銀を慶長の法にふきあらためられしときおほ^{ことほり}やけよりして専良山に
銅としろかねと吹分る術^{（てい）}を仰をかうむられし故則淺草の町にして吹所をまうけおよそみ
とせはかりみつから江戸にとゝまりて其事をつとめられしにやうゝたゝみよひらあま

りの所せき家の二階たゝ一間なる所を旅のやとりとしておはせしかといさゝか住わひたる氣しきみえすいつも面もちうきやかにしてなにはの常の住居におはせしそのけしきに少もかはらざりしとぞ

ある時御つかさにて良山に算盤そろばんをあたへてはからせ給ふ事ありしに良山申けるはやつかれ此術みちさたかにしり侍らすと憚なく申て召くしたるものをよひてかうかへさせわか身はかゝすらふ事なきかとし其すなほに心ひろき事かくのことし

良山病にふし給ひぬる同しおりに良山の母もまたやまひおもくなりまさりて命あやうく侍りし程に母にさきたちなんことをなきて天にあふきて祈り給ひぬ母の病つるにおこたらて身まかり給ひぬれはなけにしつみて足もたゝす病いやまさりておなし年しはず廿六日五十二歳にて身まかりたまひぬ時に享保四年己亥の年なり良山の祖父おはりし日卯月廿五日なるによりてしはす廿五日を忌日とせよといひをかれしまゝに今に十二月廿五日をもちふかゝる良山のむまれつきなれば猶書しるすへき事おほかるへけれと友俊二歳の時身まかりて友俊人となるころほひは良山につかへし人もおさゝまれにてたまたまのこれるひとは良山の身まかる時年のわかくものゝわきまへなきともからなればくは

しく見きゝする事なければつとゞいひつたへん人もなしやう／＼十のひとつふたつをしるすのみ

先配嘉貞室君行狀

名は土佐法名嘉貞となつく父は上林峯順母は遠藤三左衛門細川家にむすめなりひとゝなりやはらきしたかひたをやかにして女のわさのこる方なくつかさとりてしうとめにしたかひつかふまつりておこたらす夫の心にたかはす禮ありてへつらふ事なしめしつかふおとこ女にいたるまであまねくめぐみいたはり給ふされは家のうちみななびきしたかひてしたしみあふき侍りぬ嫡子友昌次に節を生りされとはやう世をさりてそのいさほしとけ給はさりし事を人々おしみしたはさるものなし寶永四年丁亥七月十六日身まかり給ひぬ

後配良快室君行狀

父は中西長澄江州大溝分部家に母は前田長政是また分部家にむすめなり名はしうとめのわかき時の名をつきてねるといふやもめとなりて良快となつくひとゝなりなこやかにしてお

ほとかにみさほたかくたつきなくまつしき人をめくみ召つかふおのこ女にいたるまであはれみふかくしうとめにつかふる事母のことく夫に禮をつくして心にたかはす女のわさいとまめやかにつとめて人の妻たるのみちを得たりされはつかふるおとこ女ふた心なくなつきしたかひて家のうちをおさめとゝなふ子三人周富早世とし友俊なり

しうとめ夫とおなし折しも病にふし給ひしをひとりの身してをのゝ其心さしにかなひ侍るやうに心をつくしてあまねからさる事なししうとめ先身まかり給ひて夫も程なく世をさりぬひとかたならぬうれへにしつみて身のをき所もしらすなけきかなしみ給ふ事たくひなしときに友昌十五歳周富五歳とし四歳友俊二歳なり父身まかり子ともいとけなし我今より父にかはりておこそかにをしへみちひかすはいかて人とならむと心さしをますらおのことくして父たるの道をもてをしへたしなめていとをしみあはれむ母の愛になかれすされは子とも人となりて後もかしこまりつかふる事ひとへに父のことしことさらにやもめとなりしより七十におよふといへともかたはらにつかふ女侍らされはおのこにたいめむせず外にいづるおりはたやすくかちよりあゆみゆかすやつこして庭はらはせ水そゝきなとするおりも簾おろさせあるは物こしならねはゆるし給はずそのみさ

ほをまもり給ふ事かくのとしある時友俊申侍しはわかき御身にこそかくはつゝしませ給ふへけれ今の御よはひにてはすこしゆるへ給へかしと申侍しに打ゑみてわれやもめとなりし時そたちみないとけなしわれかく守らすはくたれるなき名をおひて父母しうとめ夫の御名までをけかさむ事はかりかたし我やもめとなりてわきてかく守りつゝしむはいましたちをのゝ人となり父の名をおとさしめましきためなりされは守りつゝしむによりていましたち事なく人となれり此心今なをわすれねは七十におよふといへともみさほをかへすとのたまへり

友昌故ありて名跡をその子友紀にゆすらすして友俊につかしめむとこひねかふこと切なりしかも其事さるかたきすちなれとも先配の義理をおもんしてしたかひ給はず友俊をしてかたくいなみてよとのたまひしまゝにうけひき侍らされは其事つゝにやみぬ

友昌父のいひをきてしにしたかひて家の事を友俊にあたへぬる時友俊をめしてのたまひけるは今父の命をつく我よろこぶ所すなはちよみちの父のよろこひなり後の日にいたりて父の命にたかひ侍らは父をはつかしめてわかけふのよろこひかへりてうれへとならむといましめ給へり

子ともいとけなき時あさけ夕け母のひさのもとにをきてたうへさせ給へり人そのゆへをとへは我そはちかくものたうへさせねはをつから食のけひものなどのあちはひを好む心出來なんそれより人となりて後も何事につけてもほしる儘にせん事をおそるゝゆへかくをしへをくとこたへ給ひき

何事もさきの妻嘉貞の君行ひしやうをさくまゝにみつからの法として七月十六日の忌日身をおふるまてまめやかに供養しみつからかさりおろし給ひしも嘉貞君年忌のおりをまちて本意とけ給ひぬ

わつらひおもり給ひてかうちの國山本新田の別業にてたまちやしなひ奉りしにあらたによるの物きもの調度のたくひまいらするたひことに其身のおもきいたはりはいとはすいつもねんころにいたゝきて用ひ給ひしほとにいたはりのさはりにも成ぬらむとみな心つかひしてけり友俊あやしと思ひて御いたはりおもき中に何ゆへかくし給ふそと尋なからとゝめけるにされはよ是みな此家のとをつおやのいさほしによりてゆたかなるさいはひ今におよぶゆへにもとめされとも我身にたてまつる物かきりにこえて何くれとてうしいてゝ心にかなへんといとなみ侍ることひとへにとをつおやのたまものなりいかておかみ

うけさらんやとの給へり

やうく命おはり給はんとする時友俊をめしての給ひけるはそこにも子ともおほく侍るかみなすなほに生たちかたほにも侍らすまことに君のさいはひならずやあなかしこ愛におほれあしさまにしなすへからすよくをしへみちひきておふしたてよとのみにて餘の事におよはず寶曆十四年甲申二月十八日七十六歳にておはり給ひぬ常に良山の身の行ひを友俊にはなしのやうにかたりてをしへとす今書するす所もみな母のかたり給ふところにて子ををしふるにふかく心をもちひられしこゝをもておしてしるへし

後記

この輯は近世前期の銅吹・銅貿易・鑛山經營等に關する續刊各論の序説的意味を持つものであるが、同時にこの住友興隆期歴代當主の傳記的要素を加味することに意を用ひた。從來銅業史の研究は、その性質上資料の蒐集極めて困難な爲め、近世經濟史上の闕典であつたが、幸ひ住友家に藏するこれら關係資料は今後の研究に尠からざる寄與をなし得るものと信ずる。上記各論の刊行に先立ちそれらの大概を記して參考に供した。

尙、前回同様京都大學小葉田教授の御懇切なる御指導と御教示とを賜はつた。

昭和三十一年晩春

昭和三十一年晚春

初版発行

昭和五十八年二月二十日

初版第二刷発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一

編纂発行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社